

議案第41号

さいたま市立館岩少年自然の家条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市立館岩少年自然の家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市立館岩少年自然の家条例の一部を改正する条例

さいたま市立館岩少年自然の家条例（平成13年さいたま市条例第130号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(利用者の範囲) 第6条 少年自然の家を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 教育課程に基づく学習活動を実施するさいたま市立小・中学校、 <u>中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小・中学部の児童及び生徒並びにその引率者</u> (2)~(4) [略]			(利用者の範囲) 第6条 少年自然の家を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 教育課程に基づく学習活動を実施するさいたま市立小・中学校の児童及び生徒並びにその引率者 (2)~(4) [略]		
別表（第12条関係）			別表（第12条関係）		
区分	利用者	使用料（1人1泊につき）	区分	利用者	使用料（1人1泊につき）
市内	[略]		市内	[略]	
	その他の者	<u>670円</u>		その他の者	<u>650円</u>
市外	小・中学校の児童及び生徒	<u>740円</u>	市外	小・中学校の児童及び生徒	<u>730円</u>
	その他の者	<u>1,480円</u>		その他の者	<u>1,460円</u>
備考 [略]			備考 [略]		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表の改正は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のさいたま市立館岩少年自然の家条例別表の規定は、別表の改正の施行の日以後の利用に係る使用料で同日以後に納付するものについて適用し、同日前の利用に係る使用料で同日前又は同日以後に納付するもの及び同日以後の利用に係る使用料で同日前に納付するものについては、なお従前の例による。